

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	市税収納・徴収に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、市税収納・徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

京都府福知山市長

## 公表日

令和8年1月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税収納・徴収に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき、納稅義務者等から納付された税金に対し、収納整理を行う。また、納稅義務者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行う。</p> <p>(1) 収納及び徴収の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 (2) 未納者への督促業務 (3) 納稅義務者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務 (4) 納稅義務者からの申請による減免決定等業務 (5) 徴収金の欠損に関する業務 (6) 他自治体等からの調査に対する回答及び他自治体等への調査業務 (7) 番号法別表の事務に基づく、情報提供ネットワークと連携による情報提供業務 (8) 住民からの申請に基づく納稅証明書等の納稅に関する証明書等発行業務</p>
③システムの名称	<p>(1) 市町村基幹業務支援システム(収納システム) (2) 中間サーバー (3) 統合宛名システム (4) 番号連携サーバー (5) 京都府・市町村税務共同型申告支援システム (6) 住民基本台帳ネットワークシステム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
収滞納管理情報ファイル、個人住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条別表の二十四 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第十六条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕 &lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 ○地方自治体が情報照会 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。) ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,55-2,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,112,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

なし

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	総務部総務課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027
-----	---

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	総務税務課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-9720
-----	--

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上    2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり    2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報を含むテキストデータを連携する際、手作業が介在するが、連携にエラーがないかなど複数人で確認しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 9. 監査

実施の有無

[ ○ ] 自己点検

[ ○ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

市税収納業務において、担当者以外はシステムにアクセスできないよう権限を制限したり、データ連携作業においてもパスワードを定期的に変更するなどし、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策を行っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月7日	公表日	平成27年2月27日 を変更します	平成28年4月7日 に変更します	事前	
平成28年4月7日	評価実施機関における担当部署	税務課長 松本 義男	税務課長 垣谷 敏数	事前	
平成29年7月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(7)番号法別表第二の事務に基づく、情報提供ネットワークと連携による情報の照会及び提供業務	(7)番号法別表第二の事務に基づく、情報提供ネットワークと連携による情報提供業務	事後	
平成29年7月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(収納システム) (2)滞納管理システム (3)中間サーバー (4)統合宛名システム (5)番号連携サーバー	(1)市町村基幹業務支援システム(収納システム) (2)滞納管理システム (3)中間サーバー (4)統合宛名システム (5)番号連携サーバー (6)課税原票管理システム (7)住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
平成29年7月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下番号法) 第9条別表第1の第16 (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条別表第一の十六 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十六条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)番号法第19第7号 ・地方自治体が情報照会(別表第二の27) ・地方自治体が情報提供(別表第二の1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項) (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号 ○地方自治体が情報照会 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。) ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2,第59条の3	事後	
平成29年7月3日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市長公室秘書課	市長公室秘書広報課	事後	
平成30年5月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	収滞納管理情報ファイル	収滞納管理情報ファイル、個人住民税賦課情報ファイル	事後	
平成30年5月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市長公室秘書広報課	市民総務部市民課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(収納システム) (2)滞納管理システム (6)課税原票管理システム	(1)市町村基幹業務支援システム(収納システム)(現行システム:平成31年9月30日まで稼動、次期システム:平成31年10月1日から稼動) (2)滞納管理システム(現行システム:平成31年9月30日まで稼動、次期システム:平成31年10月1日から稼動) (6)課税原票管理システム(現行システム:平成31年9月30日まで稼動、次期システム:平成31年10月1日から稼動)	事前	
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 垣谷 敏数	税務課長	事後	
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
平成31年3月28日	IV リスク対策		追記	事後	
令和1年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(収納システム)(現行システム:平成31年9月30日まで稼動、次期システム:平成31年10月1日から稼動) (2)滞納管理システム(現行システム:平成31年9月30日まで稼動、次期システム:平成31年10月1日から稼動) (3)中間サーバー (4)統合宛名システム (5)番号連携サーバー (6)課税原票管理システム(現行システム:平成31年9月30日まで稼動、次期システム:平成31年10月1日から稼動) (7)住民基本台帳ネットワークシステム	(1)市町村基幹業務支援システム(収納システム) (2)中間サーバー (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー (5)課税原票管理システム(現行システム:令和元年12月31日まで稼動、次期システム:令和2年1月1日から稼動) (6)住民基本台帳ネットワークシステム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(5)課税原票管理システム(現行システム:令和元年12月31日まで稼動、次期システム:令和2年1月1日から稼動)	(5)京都府・市町村税務共同型申告支援システム	事後	評価の再実施のため修正
令和2年2月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	評価の再実施のため時点修正(計数に変更なし)
令和2年2月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	評価の再実施のため時点修正(計数に変更なし)
令和3年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号</li> <li>○地方自治体が情報照会なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)</li> <li>○地方自治体が情報提供</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,7,0,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11,2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11,4,115,116,117,120の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2,第59条の3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号</li> <li>○地方自治体が情報照会なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)</li> <li>○地方自治体が情報提供</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11,4,115,116,117,120の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	電話 0773-24-7024	電話 0773-24-9720	事後	
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号	事後	番号法改正(令和3年9月1日施行)も伴う変更
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号           <ul style="list-style-type: none"> <li>○地方自治体が情報照会なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)</li> <li>○地方自治体が情報提供</li> </ul> </li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号           <ul style="list-style-type: none"> <li>○地方自治体が情報照会なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)</li> <li>○地方自治体が情報提供</li> </ul> </li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項</li> </ul>	事後	
令和5年2月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年2月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和5年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(7)番号法別表第二の事務に基づく、情報提供ネットワークと連携による情報提供業務	(7)番号法別表の事務に基づく、情報提供ネットワークと連携による情報提供業務	事後	
令和6年11月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条別表第一の十六 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十六条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条別表の二十四 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第十六条	事後	
令和6年11月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 ○地方自治体が情報照会 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。) ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 ○地方自治体が情報照会 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。) ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項	事後	
令和6年11月20日	I 関連情報 9 規則第9条第2項の適用		追記	事後	
令和6年11月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和6年11月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和6年11月20日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業		追記	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月20日	IV リスク対策 1.1 最も優先度が高いと考えられる対策		追記	事後	
令和7年12月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号</li> <li>○地方自治体が情報照会なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)</li> <li>○地方自治体が情報提供</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表</li> </ul> <p>1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号</li> <li>○地方自治体が情報照会なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)</li> <li>○地方自治体が情報提供</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表</li> </ul> <p>1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,55-25,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,112,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項</p>	事後	
令和8年1月21日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	財務部税務課	総務部税務課	事後	
令和8年1月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市民総務部市民課	総務部総務課	事後	
令和8年1月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	財務部税務課	総務部税務課	事後	
令和8年1月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)